

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	延滞金の加算	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第19条第1項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 保険料の納付義務者が、納期限後に2,000円以上の保険料を納付する場合、当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額（1,000円未満の端数は切り捨て）に年14.6%（当該納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算する。 ただし、延滞金額が1,000円未満であるときはその全額を、延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。 また、上記に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。 <u>○納期限が平成21年12月31までに納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用する期間の読み替え</u> 上記に規定する延滞金の年7.3%の割合を適用する期間については、3か月を1か月と読み替える。 <u>○平成22年1月1日から平成25年12月31日に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用される延滞金割合の特例</u> 上記に規定する延滞金の年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合のこと）が年7.3%の割合に満たない場合、その年中においては、当該特例基準割合とする。 <u>○平成26年1月1日以降に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用される延滞金割合の特例</u> 上記に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、当分の間、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合のこと）が年7.3%の割合に満たない場合、その年中においては、次の割合とする。 ・年14.6%の割合は、その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とする。 ・年7.3%の割合は、その年における延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（加算後の割合は年7.3%を上限）とする。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	